

要配慮個人情報取扱事務回答表

課	要配慮個人情報類型の項目	収集する要配慮個人情報	要配慮個人情報を取り扱う事務	今回の条例改正に伴い支障が生じる理由
総務課・・・2件	8	・事故当事者の身体障害の程度 ・通院病院名、通院日数等	全国市長会市民総合賠償補償保険請求事務	市主催行事や市管理下のボランティア活動中の事故により住民等が被災・負傷した場合、保険会社へ保険金を請求する際に必要な情報となるため。
	9	消防団員個人の犯罪歴等の事実	消防団表彰事務	消防各種表彰の推薦者を選出するにあたり、犯罪歴等の確認が必要となるため。
税務課・・・5件	20	健康状態、傷病歴及び障害の程度	国民健康保険税減免事務	国民健康保険税の減免申請があった際に減免の可否を判断するために必要な情報であるため。
	20	健康状態、傷病歴及び障害の程度	個人市県民税の減免事務	個人市県民税の減免申請があった際に、減免の可否を判断するのに必要な情報であるため。
	20	障害の程度	個人市県民税に係る各種調査事務	個人市県民税の賦課決定にあたり必要な収入・所得金額、所得控除額等を把握し、適正な課税を行うため。
	20	健康状態、傷病歴及び障害の程度	軽自動車税減免事務	軽自動車税の減免申請があった際に、減免の可否を判断するのに必要な情報であるため。
	20	滞納者の健康状態	市税の徴収及び滞納整理に関する事務の総括	滞納処分を行うときの判断材料としているため(地方税法第20条の11による調査権も有)
		滞納者の傷病歴	市税の徴収及び滞納整理に関する事務の総括	滞納処分を行うときの判断材料としているため(地方税法第20条の11による調査権も有)
		滞納者の障害情報	市税の徴収及び滞納整理に関する事務の総括	滞納処分を行うときの判断材料としているため(地方税法第20条の11による調査権も有)
滞納者の思想・信条		市税の徴収及び滞納整理に関する事務の総括	滞納処分を行うときの判断材料としているため(地方税法第20条の11による調査権も有)	
	滞納者の宗教	市税の徴収及び滞納整理に関する事務の総括	滞納処分を行うときの判断材料としているため(地方税法第20条の11による調査権も有)	
市民課・・・6件	18	交通事故による傷病者の搬送状況	第三者行為損害賠償求償事務	交通事故による傷病で国保被保険者証を使用する場合、第三者行為に係る届出が必要となる。搬送状況により対象者を把握するため。

	19	健康診断等の検査結果	特定健康診査事務、特定保健指導事務	特定健康診査を受けていない国保被保険者の健康診断等の検査結果を特定健康診査受診とみなすため。また、検査結果により特定保健指導の対象とするか判断するため。
	18	交通事故による傷病者の搬送状況	第三者行為損害賠償求償事務	交通事故による傷病で千葉県後期高齢者医療被保険者証を使用する場合、第三者行為に係る届出が必要となる。搬送状況により対象者を把握するため。
	19	健康診断等の検査結果	後期高齢者健康診査事務、保健指導事務	後期高齢者健康診査を受けていない千葉県後期高齢者医療被保険者の健康診断等の検査結果を後期高齢者健康診査受診とみなすため。また、検査結果により保健指導の対象とするか判断するため。
健康管理課・・・8件	13	医療機関を受診した子どもの領収書、診療内容明細書	子ども医療費助成事業	医療費の助成を行う際に、必要な情報となるため。
		公費受給券の限度額、医療機関名、住所、上限額管理票の記載事項	子ども医療費助成事業	医療費の助成を行う際に、必要な情報となるため。
	7	妊婦・乳児の受診内容	妊婦・乳児委託健康診査事業	妊婦・乳児の健康状態を把握するために必要な情報となる。
	7	問診票、精密検査結果票に記載された、病気に罹患した経歴、障害の程度、検診結果、病院の受診歴	がん検診事業	検診の精度管理に必要な情報となるため。
	7	問診票、精密検査結果票に記載された、病気に罹患した経歴、障害の程度、検診結果、病院の受診歴	肝炎検診事業	検診の精度管理に必要な情報となるため。
	7	問診票、精密検査結果票に記載された、病気に罹患した経歴、障害の程度、検診結果、病院の受診歴	骨粗しょう症予防検診事業	検診の精度管理に必要な情報となるため。
	7	問診票に記載された病歴、受診歴、内服の有無、障害等身体症状	特定健診事務	健診の精度管理に必要な情報となるため。
	7	特定健診の結果表に記載された病歴、受診歴、内服の有無、障害等身体症状、特	成人保健事業	特定健診の結果が悪かった方に対し、訪問や健康相談、健康教室を行う際、必要な情報となるため。

		定健診の結果		
	7	特定健診の結果表に記載された病歴、受診歴、内服の有無、障害等身体症状、特定健診の結果	特定保健指導	保健指導実施時に必要な情報となるため。
都市整備課・・・1件	21	入居者（申込者）の心身の障害の程度	公営住宅の管理事務	市営住宅入居の際の収入基準算定に必要な情報となるため
建設課・・・1件	8	負傷した住民の身体障害の程度	道路管理に起因する損害賠償事務	市の道路管理に瑕疵があり起きた事故について、住民が負傷した場合、保険会社へ保険金を請求する際に必要な情報となるため
福祉課・・・42件	9	犯罪の経歴	民生委員児童委員活動事業	民生委員を推薦するにあたり必要な項目であるため
	10	稼働能力の有無、各種診断書等	生活保護法に基づく保護の決定及び実施事務	稼働能力の有無、傷病の重症化防止のための健康指導、手帳等取得のための診断書の作成等に必要な情報であるため。
		既往歴、通院状況、医療レセプト等	生活保護法に基づく保護の決定及び実施事務	医療扶助の実施、医療要否意見書の聴取、移送費の支給等を検討する際に必要な情報であるため。
		障害等に由来する手帳、手当等の有無及び情報	生活保護法に基づく保護の決定及び実施事務	障害サービス等の導入の検討、障害者加算の認定等に必要な情報であるため。
		犯罪歴、収監歴、現在の拘留等の有無等	生活保護法に基づく保護の決定及び実施事務	複数人での訪問の必要性、警察に対する暴力団該当性の照会、逮捕・拘留等に伴う保護の廃止等を検討するため必要な情報であるため。
	11	稼働能力の有無、各種診断書等	中国残留邦人等支援給付事務	稼働能力の有無、傷病の重症化防止のための健康指導、手帳等取得のための診断書の作成等に必要な情報であるため。
		既往歴、通院状況、医療レセプト等	中国残留邦人等支援給付事務	医療支援給付の実施、医療要否意見書の聴取、移送費の支給等を検討する際に必要な情報であるため。
		障害等に由来する手帳、手当等の有無及び情報	中国残留邦人等支援給付事務	障害サービス等の導入の検討、障害者加算の認定等に必要な情報であるため。
犯罪歴、収監歴、現在の拘留等の有無等		中国残留邦人等支援給付事務	複数人での訪問の必要性、警察に対する暴力団該当性の照会、逮捕・拘留等に伴う支援給付の廃止等を検討するため必要な情報であるため。	
12	健康状態、傷病歴、障害の程度、犯罪の経歴	自立支援給付（障害福祉サービス、相談支援）総括事務	障害に関する相談支援及び障害福祉サービスの支給決定にあたり、収拾が必要となる個人情報であるため	

	1 2	健康状態、傷病歴、障害の程度、犯罪の 経歴	障害児通所給付総括事務	障害児に関する相談支援及び障害児通所サービスの支給決定にあたり、收拾が必要となる個人情報であるため
	1 2	健康状態、傷病歴、障害の程度、犯罪の 経歴	匝瑳市就労支援事業所ほほえみ園の利用に関する事務	利用決定及び決定後の運営にあたり、必要となる個人情報であるため
	1 2	障害の程度・内容	移動支援事業利用申請事務	利用申請にあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容 健康状態	匝瑳市重度身体障害者等紙おむつ給付 事業	支給にあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容	身体障害者用自動車運転免許取得費助 成金申請事務	申請にあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容	身体障害者用自動車改造費助成金申請 事務	申請にあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容 健康状態、傷病歴 犯罪の経歴、	成年後見制度における市長による審判 請求事務	請求にあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容	地域活動支援センター利用申請事務	利用申請にあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容 健康状態	障害者等日常生活用具給付等事業申請 事務	支給をするにあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容	福祉カー貸付事業利用申請事務	利用申請にあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容 病気になった時期	福祉タクシー利用助成申請事務	申請にあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容 傷病歴 健康状態	補装具費支給事務	支給をするにあたり必要な情報の為
	1 2	障害の程度・内容 健康状態	訪問入浴サービス事業利用申請事務	利用申請にあたり必要な情報の為
1 2	障害の程度・内容	日中一時支援事業利用申請事務	利用申請にあたり必要な情報の為	

	1 2	障害の内容	意思疎通支援事業 ※旧コミュニケーション支援事業	事業対象者を特定しているため、決定の際に必要な情報
	1 2	障害の内容や状況（治療内容、経過、期間）、検査結果、医師意見	難聴児補聴器購入費助成事業	申請書や申請書添付書類となる医師の意見書に記載される情報のため
	1 2	指定難病および小児慢性特定疾病医療 受給者証所持者の現病名・発病時期	難病療養者給付金支給事務	現在難病に罹患し受給者証を所持していることが支給対象者の要件であり、認定申請書に記入欄があるため。
		受給者証所持者の病院を受診した事実	難病療養者給付金支給事務	病院を受診した月数に基づき給付を行うため。
	1 2	健康状態 傷病歴 障害 賞罰 その他	自立支援医療費（精神通院）	支給を決定する上で必要な診断書に記載されることがある情報の為。
		健康状態 傷病歴 障害 賞罰 その他	精神障害者保健福祉手帳交付事務	交付を決定する上で必要な診断書に記載されることがある情報の為。
	1 2	身体・知的・精神の障害程度	有料道路障害者割引申請及びETC利用申請事務	手帳の種別に応じて割引の範囲を判別するために必要な情報の為。
	1 2	身体・知的・精神の障害程度および内容	NHK放送受信料免除証明書交付事務	手帳の級数及び種類に応じて免除が適用されるために必要な情報の為。
	1 2	身体・知的・精神の障害程度および内容	自動車税等に係る生計同一証明書・常時介護証明書交付事務	手帳所持者の移動のために利用される自動車税等の減免を出すために必要な情報の為。
	1 2	病歴及び現症、障害の種類及び等級、治療内容および方針	自立支援医療費	支給を決定する上で必要な情報の為。
1 2	病歴及び現症、障害の種類及び等級、障害に応じた検査結果	身体障害者手帳交付事務	申請する上で必要な情報の為。	
1 2	病歴及び現症、障害の種類及び等級、障害に応じた検査結果	療育手帳交付事務	申請する上で必要な情報の為。	

	1 2	手帳の種類及び等級	重度心身障害者医療費助成事務	支給を決定する上で必要な情報の為。
	1 2	手帳の種類及び等級	重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給事務	支給を決定するために必要な情報の為。
	1 2	傷病発生日及び初診日などの病歴、各障害に応じた検査結果及び所見、今後の回復状況	特別障害者手当等支給事務	支給を決定するために必要な情報の為。
	1 2	傷病発生日及び初診日などの病歴、各障害に応じた検査結果及び所見、今後の回復状況	特別児童扶養手当事務	申請をするために必要な情報の為。
	1 3	通院、入院、薬剤等の医療費	ひとり親家庭等医療費等給付事務	支給を決定するために必要な情報の為。
	1 3	家庭状況確認のため	家庭児童相談室運営事務	家庭支援をするために必要な情報のため
	1 3	家庭状況確認のため	高等職業訓練促進給付金等支給事務	支給を決定するために必要な情報の為。
	1 3	家庭状況確認のため	児童手当事務	支給を決定するために必要な情報の為。
	1 3	家庭状況確認のため	児童扶養手当事務	支給を決定するために必要な情報の為。
	1 3	家庭状況確認のため	自立支援教育訓練給付金支給事務	支給を決定するために必要な情報の為。
	1 3	家庭状況確認のため	保育所入所決定事務	保育認定を決定するために必要な情報の為。
	1 3	家庭状況確認のため	母子・父子自立支援事務	自立支援をするために必要な情報の為。
1 3	家庭状況確認のため	要保護児童対策地域協議会事務	児童虐待の防止及び要保護児童の適切は保護を行うため	
高齢者支援課・・10件	1 4	サービス利用者の健康診断結果（利用診断書）	ふれあいデイサービス事務	ふれあいデイサービスの利用の可否決定にあたり、必要な情報となるため。

14	紙おむつ給付対象者の、医師による紙おむつ使用必要証明	紙おむつ給付事務	紙おむつの給付の可否決定にあたり、必要な情報となるため。
14	実態把握訪問対象者(①75歳以上で介護保険サービスの利用がない独居高齢者 ②80歳以上で介護保険サービスの利用がない高齢者のみ世帯)の、 ・障害者手帳の有無 ・現在の医療・健康状況(既往、かかりつけ医、服薬)	高齢者実態把握事務	対象者が支援を要するか判断し、また適切な対応、助言等を行うにあたり必要な情報となるため。
14	サービス利用者の健康診断結果(利用診断書)	生活管理指導員の派遣事務	ホームヘルパーの派遣の可否決定にあたり、必要な情報となるため。
14	日常生活用具給付等対象者の身体状況 ・麻痺等の有無 ・歩行状態 ・視力、聴力 ・認知症の有無	日常生活用具給付等事務	日常生活用具の給付又は貸与の可否決定にあたり、必要な情報となるため。
14	サービス利用者の既往、かかりつけ医、服薬	配食サービス事務	食品アレルギーの有無や刻み食の必要性等、利用者に応じた食事を提供するにあたり、必要な情報となるため。
14	身体状況、病歴、服薬	外出支援サービス事務	外出支援サービスの利用可否決定にあたり、必要な情報となるため。
14	障害者手帳の有無、障害名	緊急通報装置貸与事務	緊急通報装置の貸与の可否決定にあたり、必要な情報となるため。
14	既往症、現症(病名・発症年月日・治療内容)、胸部・心臓についての所見、褥瘡の有無及び程度、疥癬の有無、伝染性疾患検査結果(梅毒・結核・肝炎・MRSA)、他科受診状況、血圧、事業利用時の留意点、投薬・注射・処置等、入院・通院の要否、事業利用の適否	老人短期入所事務	短期入所の可否決定及び入所後の処遇にあたり、必要な情報となるため。

	14	病名、服薬中の薬、かかりつけ医療機関	認知症高齢者SOSネットワーク事務	認知症高齢者が行方不明になった際に、捜索に有益となる情報を事前登録しておくため。
市民病院・・・1件	7	診療・治療を進めるため本人及びその家族等から個人的な考え方等を収集	診療事務	情報収集できない場合は、診療及び診療事務ができなくなるため、必要な情報となる。
		診療・治療を進めるため本人及びその家族等から病歴を収集	診療事務	情報収集できない場合は、診療及び診療事務ができなくなるため、必要な情報となる。
		診療・治療を進めるため本人及びその家族等から心身の障害等の状況を収集	診療事務	情報収集できない場合は、診療及び診療事務ができなくなるため、必要な情報となる。
		診療・治療を進めるため本人及びその家族等から健康診断等の検査結果を収集	診療事務	情報収集できない場合は、診療及び診療事務ができなくなるため、必要な情報となる。
		診療・治療を進めるため本人及びその家族等から医師等からの指導、診察、調剤等を収集	診療事務	情報収集できない場合は、診療及び診療事務ができなくなるため、必要な情報となる。
ぬくもりの郷・・・1件	7	診療、介護サービス等を進めるため本人及びその家族等から個人的な考え方等を収集	介護事務	情報収集できない場合は、介護サービス等ができなくなるため、必要な情報となる。
		診療、介護サービス等を進めるため本人及びその家族等から病歴を収集	介護事務	情報収集できない場合は、診療、介護サービス等ができなくなるため、必要な情報となる。
		診療、介護サービス等を進めるため本人及びその家族等から心身の障害等の状況を収集	介護事務	情報収集できない場合は、診療、介護サービス等ができなくなるため、必要な情報となる。
		診療、介護サービス等を進めるため本人及びその家族等から健康診断等の検査結果を収集	介護事務	情報収集できない場合は、診療、介護サービス等ができなくなるため、必要な情報となる。

		診療、介護サービス等を進めるため本人及びその家族等から医師等からの指導、診察、調剤等を収集	介護事務	情報収集できない場合は、診療、介護サービス等ができなくなるため、必要な情報となる。
学校教育課・・・15件	15	臨時職員の健康診断の検査結果	臨時職員任用事務	職員の心身の健康について把握し、適切な措置をとることが法に定められているため。
	8	被災した児童・生徒、保護者、住民等第三者の身体障害の程度	全国市長会学校災害賠償補償保険請求事務	市の学校管理下における事故について、被災した児童・生徒、保護者、住民等の第三者に身体障害が発生した場合、保険会社へ保険金を請求する際に必要な情報となるため。
	15	臨時職員（学校用務員）の健康診断の検査結果	学校用務員任用事務	個人の健康状態だけでなく、業務上児童生徒と接するため結核等の感染症の罹患がないか把握するため。
	16	園児・児童・生徒及び教職員の健康診断票及び保健調査票	保健調査票及び健康診断票管理事務	職員の心身の健康について把握し、適切な措置をとることが法に定められているため。
	16	事故該当者の健康状態・身体障害の程度	学校事故報告事務	職員の心身の健康について把握し、適切な措置をとることが法に定められているため。
	16	職員の健康状態	学校職員（県費負担教職員・市非常勤講師）の人事に関する事務	職員の心身の健康について把握し、適切な措置をとることが法に定められているため。 手続き上の規定があるため。
	8	児童・生徒の受傷の程度	災害共済給付事務	学校等の管理下における児童・生徒等の災害（負傷・疾病・障害等）に対して、災害共済給付を請求する際に必要な情報となるため。
	17	児童・生徒の診断結果等	特別支援教育就学奨励事務	制度の対象者として認定判断するために必要な情報である。
	9	該当者の健康状態・身体障害の程度 犯罪の経歴、犯罪による害を被った事実	叙勲・表彰事務	叙位・叙勲の申請の際、刑罰等調書の提出が必要なため。
	17	児童・生徒の受傷の程度	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務	医療費、看護・介護の負担状況が制度の認定判断に必要な情報である。

	17	児童生徒の健康状態・傷病歴・障害の程度、賞罰 保護者の健康状態・傷病歴・障害の程度	生徒指導に関する事務	児童生徒に適切な指導を行うための判断に必要な情報となるため。
	17	児童生徒及び保護者の健康状態・傷病歴・障害の程度	特別支援に関する事務	児童生徒に適切な支援及び援助を行うための判断に必要な情報となるため。
	14	児童・保護者の持病・健康状態	放課後児童クラブ、子ども教室運営事務	入所の際、児童を預かる上で注意すべき点を把握する必要があるため。 また、まれに保護者の健康状態により入所を承認することがあるため。
	13	臨時職員の健康診断の検査結果 コーディネーター、講師、指導者の健康診断の検査結果	臨時職員・非常勤講師等任用事務	職員の心身の健康について把握し、適切な措置をとることが法に定められているため。 児童の指導を行うことができる健康状態であるかを判断するため。
	13	特別非常勤講師の地元申告書に含まれる項目 健康診断の検査結果	特別非常勤講師任用事務	手続き上の規定があるため。 児童の指導を行うことができる健康状態であるかを判断するため。